愛しき稲しきイルミネーション実行委員会 規約

（名称）

第１条　この会は,「愛しき稲しきイルミネーション実行委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

（事務局）

第２条　委員会は，事務局を稲敷市シティプロモーション推進室内に置く。

（目的）

第３条　委員会は,「愛しき稲しきイルミネーション」を開催することによって,「愛しい素敵なまち」を演出し，話題性，集客性を獲得し，地域の活性化を図る。

（事業）

第４条　委員会は，前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）　愛しき稲しきイルミネーションの企画，開催に関すること

（２）　愛しき稲しきイルミネーションの宣伝，広報に関すること

（３）　その他目的達成のために必要なこと

（組織）

第５条　委員会は，委員会の目的に賛同する者をもって組織する。

（役員）

第６条　委員会は，次の役員を置く。

（１）　委員長　　１名

（２）　副委員長　　２名

第７条　役員は，委員の中から選出する。

（役員の職務）

第８条　委員長は，委員会を代表し会務を総理する。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長が事故あるときは，その職務を代理する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は１年とする。

２　補欠で選任された役員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会議）

第 10 条　委員会の会議は，委員長が招集し，会議の議長となる。

２　会議の議決は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

（その他）

第 11 条　この規約に定めるもののほか,会の運営に関し必要な事項は,会長が別に定める。

附　則

この規約は，平成 30 年４月２日から施行する。